

## 「社会福祉法人若草会」役員及び評議員の報酬に関する規則

### (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人若草会（以下「本法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 本法人は、役員等への報酬等は下記のとおりとし、評議員会において別に定める「支給基準」により支給する。

- |                              |               |
|------------------------------|---------------|
| (1) 評議員の各年度の報酬総額（定款第8条）      | ¥400,000 -    |
| (2) 理事または監事の各年度の報酬総額（定款第21条） | ¥15,000,000 - |

### (公表)

第4条 本法人は、この規定をもって、社会福祉法第45条第1項第3号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改正)

第5条 この規定の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

### (補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

### 附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。（平成29年3月29日理事会議決）

支給基準

表1 常勤役員報酬

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理事長（常勤）報酬等	年額 8,000,000円 以内	常勤 こども園 給与規定
理事（常勤）報酬等	年額 6,500,000円 以内	同 上

（但し、西園・あずまの森こども園 給与規定、給与表記載の施設長相当職の規定を参考に決定する）

表2 理事会・評議員会

名 称	日当額（日額）	実費弁償費交通費
理 事 会 出 席 等	9,200 円 (2,300×4)	2,320 円
監 事 監 査 指 導 等	9,200 円 (2,300×4)	2,320 円
評 議 員 会 出 席 等	9,200 円 (2,300×4)	2,320 円

（市外在住の場合 3,480 円）

（評議員会出席日当 及 法人の評議員選任解任委員会 及 法人の設置するその他委員会 出席日当）

表3 役員短期業務報酬（短期勤務期間）

役 員 業 務 報 酬	報 酬 額
週平均10時間未満	50,000円/週
週平均20時間未満	100,000円/週
週平均30時間未満	150,000円/週

（但し、交通費等手当は、西園・あずまの森こども園 給与規定を参考に決定する。）

表4 業務の出張（日額）

日当額	旅 費	宿泊費	その他
10,000円	実 費	実 費	実 費

以上